

1. 資産基準が厳しくなります

厚生労働省は平成21年3月26日、一般労働者派遣事業許可制度の見直しを行いました。

現状では、資産から負債を引いた額（「基準資産額」といいます）が1,000万円以上あることが、一般労働者派遣事業の許可基準ですが、これが2,000万円以上に引き上げられ、さらに1,500万円以上の現金・預貯金を持っていること（現在は800万円）が条件となります。

また、派遣元責任者講習の有効期間が3年に短縮（現在は5年）されます。

2. 変更内容

（1）資産要件

【現行】	【改正後】
・基準資産額 1,000万円	・基準資産額 2,000万円
・現預金額 800万円	・現預金額 1,500万円

いずれも、1事業所当たりの額の額です。

（2）派遣元責任者

ア 雇用管理経験

【現行】	【改正後】
・雇用管理経験3年以上	・雇用管理経験3年以上
・雇用管理経験+職業経験5年以上 （雇用管理経験1年以上に限る。）	< 削除 >
・雇用管理経験+派遣労働者としての 業務経験3年以上（雇用管理経験1年以上に限る。）	

イ 派遣元責任者講習

【現行】	【改正後】
・5年以内に受講	・3年以内に受講

3. 適用期日

新規許可は平成21年10月1日、更新は平成22年4月1日実施予定です。

以上